

令和 7 年度 福岡県主任介護支援専門員研修 申込要領

1 研修の目的

本研修は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する指導・助言など、主任介護支援専門員として必要とされるケアマネジメントを適切かつ円滑に提供するための知識と技術を修得することを目的としています。

2 対象者

別紙 2 の受講要件を満たす者

3 研修実施団体

(公社) 福岡県介護支援専門員協会

4 募集定員 270 人

5 研修日程、研修プログラム

別添の日程表、プログラムをご確認ください。

6 オンライン研修

オンライン研修ご希望の方は、別紙 7 の内容をご確認の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

7 申込方法等

各市町村に、以下のとおりお申し込みください。

(1) 提出書類

「令和 7 年度福岡県主任介護支援専門員研修受講申込書」(別紙 5)

「所属事業所等推薦書」(別紙 6)

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 12 日 (月)

(3) 提出方法 郵送もしくは持参

〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

大牟田市福祉課 総務企画担当 (大牟田市役所本庁舎 1 階)

※持参される場合は、平日の昼休み(12:00~13:00)、土曜・日曜・祝日の閉庁日は受付できませんのでご注意ください。

8 受講料(資料代含む)

30,000 円 ※振込方法等は研修実施団体が送付する受講決定通知書に記載

9 受講者の決定

(1) 受講決定者に対しては、6 月下旬を目途に研修実施機関から受講案内を送付するものとします。なお、個人情報保護の観点から、受講申込者からの電話による受講の可否の問合せには応じないものとします。

(2) 定員を超過する申し込みがあった場合、受講不可となる場合があります。

10 テキスト

研修当日に配付する資料を使用します。

11 研修受講上の注意等

- (1) 研修は定められた課程を全て履修する必要があるため、全部又は一部の課目を修了しなかった場合は、「福岡県主任介護支援専門員研修修了証」（以下「修了証」という。）は交付されません。
- (2) 遅刻又は早退があったときは、当該課目は履修できなかったものとみなし、上記(1)と同様の取扱いとなります。
- (3) 虚偽の申告をする等、不正の手段により研修を受講した者については、その事実が判明した時点で、研修の受講を中断させ、又は交付した修了証を没収するとともに、その旨を記録するものとします。この場合において、受講料は返還されません。
- (4) 介護保険法第69条の34から第69条の38までに規定する介護支援専門員の義務等に違反したと認められる者及び法第69条の39の規定により登録の消除を受けた者については、上記(3)と同様の取扱いとします。

12 個人情報の取扱いについて

受講申込書等に記載された個人情報については、適正に管理を行い、本研修の運営、修了者名簿の作成及び受験申込書の誓約事項以外の目的には使用しません。